



令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務

提案公募実施要領

令和5年12月

高松市 健康福祉局 健康福祉総務課
地域共生社会推進室

1 目的

本市において、平成30年8月からモデル事業として、令和4年4月からは、国の「重層的支援体制整備事業」の枠組みを活用して取り組んでいる「高松型地域共生社会構築事業」について、映像で分かりやすく「見える化」し、啓発ツールとして活用することで、地域住民及び関係機関、関係職員等に対し、地域共生社会実現に向けての意識醸成、当該事業への理解促進を図るため、地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務を委託により実施するに当たり、提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した委託事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務

(2) 業務内容

「令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務提案仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和6年3月11日まで

(4) 提案上限額

705,100円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

本提案公募に参加できる者は、提案書提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国又は地方公共団体から、今回提案する内容と同等程度以上の同種業務を受託した実績があり、かつ、当該業務を履行した実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (4) 本市の「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- (5) 本提案公募の公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税並びに高松市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4 スケジュール（一部予定を含む。）

内容	日時	備考
提案公募の公告	12月21日(木)	提案公募実施要領等は高松市ホームページからダウンロード可能
参加表明書等の提出期限	1月11日(木)午後5時まで	参加表明書等の提出 持参又は郵送（必着）
提案公募についての質問期限	1月12日(金)午後5時まで	質問及び回答書を電子メールで送付及び到着確認の電話連絡
質問についての回答	1月16日(火)まで	質問者へ電子メールで回答、高松市ホームページへ随時掲載
企画提案書等の提出期限	1月22日(月)午後5時まで	企画提案書等の提出 持参又は郵送（必着）
ヒアリング（予定）	1月25日(木)	日時・場所等詳細は別途通知
選定結果の通知（予定）	2月 1日(木)	全企画提案者へ通知
成果物の提出期限	3月11日(月)	

5 提案公募関係資料の配布

(1) 配布資料

ア 本要領

イ 仕様書

ウ 申請関係様式

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 業務実施体制及び実績調書（様式第2号）

(ウ) 辞退届（様式第3号）

(エ) 質問及び回答書（様式第4号）

(オ) 企画提案書（鑑）（様式第5号）

(カ) 見積書（様式第6号）

(2) 配布方法

高松市ホームページ上の下記URLからのダウンロードによる。

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/kfsoum_up20231214172612938.html

(3) 資料の押印

「参加表明書（様式第1号）」、「業務実施体制及び実績調書（様式第2号）」、「辞退届（様式第3号）」、「見積書（様式第6号）」については、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載することで代表者印の押印に代えることができる。なお、押印がなく、上記の記載の全部又は一部がない場合は無効とする。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 業務実施体制及び実績調書（様式第2号）（実績については、記載した事実・内容が客観的に把握できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。）
 - ウ 法人税、消費税及び地方消費税並びに高松市税に滞納がないことが証明できるもの（写し可）
- (2) 提出部数
「(1) 提出書類」のア～ウを各1部
- (3) 提出方法
本公募要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、(4) 提出場所に持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）すること。
- (4) 提出期限
令和6年1月11日（木）午後5時まで
※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とする。
※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。
- (5) 提出場所
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 健康福祉局 健康福祉総務課 地域共生社会推進室（担当：近藤・高島）
- (6) 企画提案者の選定
企画提案の参加資格の有無については、令和6年1月16日（火）までに通知する。
なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合、又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。
- (7) 参加表明後の辞退
参加表明書等を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

7 提案等に関する質問

- (1) 受付方法
本提案公募に関する質問・問合せは、質問及び回答書（様式第4号）を利用し、「令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作に関する質問」という件名にて、電子メール（宛先：kenkosomu@city.takamatsu.lg.jp）で令和6年1月12日（金）午後5時までに提出すること。また、提案公募要領等受領者以外から、また電話及び口頭による質問・問合せは受け付けないもの。
- (2) 問合せ先
高松市 健康福祉局 健康福祉総務課 地域共生社会推進室（担当：近藤・高島）
電話：087-839-2372 E-mail：kenkosomu@city.takamatsu.lg.jp
- (3) 到着確認
到着確認のため、当日又は翌開庁日までに、市の執務時間中（日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話連絡をすること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に対して電子メールで行うとともに、事業者名を伏せて、質問と回答の内容を高松市ホームページに、企画提案書等の提出期限日までの間、公開する。回答は令和6年1月16日（火）まで随時行う予定だが、遅れる場合はその旨を通知する。

なお、当該回答文書は、本公募要領等に対して、追加又は修正したものとみなす。

(5) 留意事項

ア 質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとする。

- (ア) 質問者の明らかな誤読
- (イ) 質問者の個人的な意見
- (ウ) 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- (エ) 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- (オ) 本提案公募に関係のないもの
- (カ) 電子メール以外の方法により提出されたもの
- (キ) 受付期間外に提出されたもの

イ 仕様書にある出演予定者など、「(2) 問合せ先」以外に質問や問合せは行わないこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「6参加表明書等の提出（5）企画提案者の選定」において、参加資格を有する旨の通知があった者は、期限までに次のア～ウまでの書類等を提出すること。

ア 企画提案書（鑑）（様式第5号）

イ 企画提案書

提案仕様書及び、事業者選定基準を参照の上、業務実施に当たっての考え方や手法、映像の構成と展開、視聴者の興味関心の醸成につながる工夫、実施スケジュール等を提案する。

- (ア) 用紙サイズ：A4版（向きは縦・横自由）
- (イ) 文字サイズ：10.5ポイント以上
- (ウ) 印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
- (エ) ページ数：10ページ以内（表紙・目次を除く）
- (オ) 記号・略称等の使用：初出の箇所に、記号・略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるよう配慮すること。

ウ 見積書（様式第6号）

- (ア) 宛先は「高松市長」、件名は「令和5年度地域共生社会の実現に向けた取組PR映像制作業務」とする。
- (イ) 制作業務に係る全ての費用（消費税及び地方消費税を含む）を概算すること。
- (ウ) 内訳書（様式は任意）を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等を記載すること。
- (エ) 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入すること。
- (オ) 金額の訂正は認めない。

- (カ) 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。
- (キ) 消費税及び地方消費税については、税率10%で計上すること。
- (ク) 具体的な内容が不明なもの、明らかに対象経費とならないものが含まれる場合は、再提出を求めることがある。
- (2) 提出部数
「(1) 提出書類」のアを1部、イを5部、ウを1部、及び、イの内容を保存したCD-R又はDVD-R1枚
- (3) 提出期限
令和6年1月22日(月)午後5時まで
- (4) 提出先
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 健康福祉局 健康福祉総務課 地域共生社会推進室(担当:近藤・高島)
- (5) 提出方法
企画提案書の提出者として選定された者は、次の書類を(4)の提出場所に持参又は郵送(配達記録が残る方法に限る。)すること。
※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)とする。
※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

9 ヒアリングの実施

企画提案者に対し、企画提案書等の内容について、次のとおり、ヒアリングを実施する。
※ただし、企画提案書の書面審査のみ実施し、ヒアリングを実施しない場合がある。

- (1) 実施予定日
令和6年1月25日(木)
※ 企画提案者が、企画提案書等の内容についての提案要旨説明を行う。
※ 詳細な実施日時及び会場については、企画提案の有資格者に通知する。
- (2) 所要時間
1事業者当たり30分程度(企画提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答約10分)
- (3) 説明者
原則、配置予定の業務責任者とする。
- (4) 留意事項
ア ヒアリングに係る費用は提案者において負担すること。
イ 機器(パソコン等)を使用する場合は提案者が準備すること。なお、プロジェクト及びスクリーンは本市で準備するので、機器(パソコン等)を使用する場合は、事前に連絡すること。

10 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 選定基準
次の選定基準に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、評定点が満点の6割以上、

かつ、最も高い企画提案者を特定者とする。なお、選定審査は非公開とする。

No.	審査項目	審査基準	配点
1	業務の理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。	10点
2	提案内容	映像要素として「問題提起」「本市が目指す地域共生社会のビジョン」「事業の取組内容」が分かる内容か。	55点
		分かりやすく、老若男女が共感できる内容になっているか。	
		地域共生社会の実現に向けて、住民や関係者の興味関心の醸成につながる内容となっているか。	
		ナレーションやテロップ等を挿入、映像だけで内容が分かるような工夫があるか。	
		音楽や効果音、アイコン等を効果的に使用し、視聴者を飽きさせない工夫があるか。	
		高松市や出演者のオリジナリティを重視した内容になっているか。	
3	業務遂行能力	業務遂行能力があり、適切な業務実施体制となっているか。	20点
		実施スケジュールは適切か。	
4	業務の実績	類似業務において実績があり、企画力、専門性、独創性を活かした成果を上げているか。	5点
5	提案価格	提案内容と比較して、妥当な見積額であるか。	10点
合計			100点

(2) 結果の通知

選定後、選定結果を企画提案参加者に通知する。なお、特定者であっても、契約手続が完了するまでは、本市との契約関係は生じない。

(3) 選定後、高松市ホームページに、特定者の事業者名を公開する。

(4) 次点繰上げ

特定者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は特定者が契約締結までの間に「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。

(5) 企画提案者が単独となった場合

企画提案者が1事業者のみの場合においても、選定審査において(1)記載の配点の6割以上を獲得した場合には、当該企画提案者を特定者とする。

(6) 選定結果に対する問合せ等

選定結果に関する問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととする。

11 契約

受託候補者は、企画提案書をもとに、本市と契約を前提とした仕様等の協議を行い、改めて見積書を提出することとする。この協議に基づき、契約書を作成し、契約を締結する。

- (1) 内容：契約の詳細については、仕様等協議の上で確定する。
- (2) 契約方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (3) 契約保証金：要する。ただし、高松市契約規則第24条各号の一に該当する場合は、免除する。
- (4) 委託料の支払条件：完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。

12 決定の取消し

企画提案参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成に係る不正行為や虚偽の記載が認められた場合
- (3) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (4) 定められた以外の手法により審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (5) 「11契約」の協議が不調に終わった場合
- (6) その他本市が不適格と認めた場合

13 提案公募の中止等

やむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと、本市が認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

14 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。（契約監理課ホームページ：https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html）

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益

通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しているため、留意すること。

（契約監理課ホームページ）

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf

17 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て企画提案参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (5) 提出物は、一定の間、評価結果とともに公開することがある。なお、非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。
- (6) 本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。
- (8) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（S I）による。

以上